

## 転封考 史料編 問合書

大名家が城地、すなわち領分を交替する際、入封する家中が移封する家中に領知の実情を問い合わせ、それらに対する回答の文言とともに、一つのまとまった文書が作成されるのは珍しくない。そのような文書からは、かつて「家産の文書化」と表現した領知事項の実態が窺えるのはもちろん、それ以上に前後の家中による領知（＝藩政または行政）の継続性と、継続を可能としたシステムを垣間見ることが可能である。本稿では、従前から公表してきた「転封考 史料編」の付編として、二つの「問合書」を収録する。何れも延享三（一七四六）年に行われた「三方領知替」<sup>2</sup>に際して作成された文書で、相手家中に対する問合と回答が一書にまとめられ、両家

中が転封実務を進める上で必須の遣り取りであった。以下、簡単な解題を付しておく。

一 覚（小笠原家中より越智家中へ問合書・答書）は、越智松平家（以下「越智」家・家中と称する）の膨大な編年記録「甲府支族松平家記録」（以下、「記録」と略称する）に収められたもの<sup>3</sup>で、編纂物の記事の一部を構成している。従って、純粹な意味では独立した文書とはいえないが、「記録」が出典を明記して記事を綴る場合は、書体を変えて生の文書風に収録するので、擬似的に個別文書として差し支えない。但し、編纂時の典拠となった「榎倉渡方事録」（所在未詳）もまた、転封実務

谷 口 昭

が進められる過程で原文書を筆写し、合綴されたものらしいことを想定しておく必要がある。加えて、その標題「覚」に付記した(一)は便宜的な筆者の仮題で、原題ではないことをお断りしておく。

「記録」延享三年一月七日条には「是日、小笠原土丸殿家臣ヨリ山口左大夫迄問合ノ書付来リ、答書加筆シ江戸へ返却ス」と述べ、棚倉引渡について小笠原家中と交わされた長大な問答書を収めていた。越智家中の折衝担当者は山口左大夫で、「棚倉城引渡シ小笠原土丸殿へ懸合御用掛リ」(「記録」同年九月二十八日条)に任じられていた。

問・答の概略は、城郭ならびに城内各所の門・番所の配備引渡の対象となる家中屋敷や武具数が中心で、後半部には「答別紙」として詳細な「御引渡之節人数武器之覚」を載せている。なかには將軍家に対する年中・定例の献上物とそれらの調達法や、城下の町・家・人数など、領分の領知に関わる項目も散見するが、概して家中事項を主としたものといえよう。

そうだとすれば、本稿二に収録するような領知の継続に直結する問合書は、越智・小笠原両家中の間では交わされなかったであろうか。残念ながら現時点で筆者はそのような文書

に辿り着けていないが、その点で「記録」の次の記事(同年一月四日条)は暗示的である。

是日 小笠原家森伴蔵ト云ル者、下役二人ヲ召具シ棚倉へ来リ、新町佐川式右衛門へ逗留ス、是江戸ヨリ案内有ベキニ、其儀無之旨町役人ヲ以申シ遣ハセシ処、江戸ニテ御役人中へ留守居対談ヲ遂タル上相越シヌ、サレトモイマダ申シ来ラズンバ、何地ヘナリトモ引退クベシト答フ、シカルニ常々ナラバ聞届ケ難ケレトモ、此節ノコト故、当地逗留苦シカラズ、尤式右衛門八上使ノ旅宿ニ申シ付タレバ、外ノ家へ止宿セラルベシト申シ連ス、

つまりここには、家中間の公的なルートを確認できない、非公式に近い相手家中による情報収集があったことが示されている。事実、越智家中においても前回の転封に際して、館林から棚倉へ町年寄を派遣し、移封先の実情調査を行った経緯があったからである。

なお「覚」の末尾に記す「十二月」というのは、恐らく「答別紙」に付されたもので、後世の編纂物である「記録」は、これを整理・合体させて一月七日条の記事としたのである。

二 御所替之節問合書は、内題に「御領知請取候節問合」とある通り、正しく領分の領知事項に関する情報の取得に向けた「問合書」である。これは

「在方問合覚書」(二月、太田撰津守内 土肥彦右衛門)

「小笠原土丸様御内 市橋里右衛門様」

「同題」(二月、「土肥彦右衛門」「関戸惣四郎様・脇谷武

左衛門様・逸見小野右衛門様)

「御問合之儀ニ付御答之趣覚書」(三月)

「御領知請取候節問合書」(二月、「遠州掛川在 飛騨屋 印)という四つの内題をもつ覚書類を合わせて一書に綴ったものである。には「杉原紙式ツ折横帳」「下ケテ書ける八先方御答之付紙ナリ」、には「大直紙式ツ折横帳ナリ」と朱書されているので、元は横帳で回答部分が「付紙」<sup>ツケカミ</sup> あったものを筆写して豎帳に仕立てたものであることが判る。

これを一覽した当初は、所替に関する文書であることは瞭然ながら、年代の表記がなく、記事に人名・地名などの固有名詞も少なく、文書の正体を確定することに逡巡したものである。しかし、の冒頭に朱筆で「小笠原土丸様御家来へ問合書」と記され、末尾にその発信者が「太田撰津守内 土肥彦右衛門」であり、初丁・末尾に墨印「掛川在 飛騨屋」

があることを手掛かりとして、これが前述した延享三年の三方領知替に関連する文書であることに思い至ったのである。

すなわち本文書は延享三年、掛川から棚倉へ移封する小笠原家中に対し、館林から掛川へ入封する太田家中から掛川領知の実際について問い合わせ、小笠原家中からの答書を併せて「問合書」としたものであった。その内容は、数言で表現することが可能なほど多岐にわたる。が「在方」という標題を付したように、これまで小笠原家中が行い、今後は太田家中が引き継ぐべき領知「民政の全般に及ぶといえよう。具体的な項目は本文に委ねるとして、ここでは一、二の留意点を掲げるに留めたい。

第一は、太田家中からの問合は繁雑なまでに詳細で、マニアックなまでに執拗だという印象が強いことである。のみならず小笠原家中の対応も、丁寧かつ真摯な回答を寄せていることである。なかには架空に近い、かなり一般化された問合も見受けられるので、問合書には雛型の内容を想定することもある。また、作成が「三月」となっているのは、城邑の請取渡が延享四年二月三日であったこと、答書に「先達而引渡申候」という文言が頻出することから、領知交換の直近の 事後における家中間の折衝があったことも想像

される。当然といえはそれまでながら、領知の継続性は、中間の周密な文書の交換によって実現されていたことを知るのである。

第二は、「掛川在 飛驒屋」印の存在である。これは本文書の筆写・作成者、あるいは単純に所蔵者を示す印影に過ぎないかも知れない。しかし、筆者の現状では未検討であることを断つた上で、ある種の憶測を加えておきたいと思う。家中間の文書に、恐らく家中外の商家「飛驒屋」(写真参照、上部の「水」は水運問屋を示すものか)の、単なる所蔵にしても何らかの関与が窺われるとすれば、それは領知継続に機能を発揮した在地のシステムにつながるとは考えられないであろうか。領分によっては、新旧両家中の領知をつなぐ役割を在地の大庄屋が果たしていたことがあつたからである。



以上は何れも想像の域を出ない留意点である。本稿所掲の問合書が、転封時の領知の継続に大きな意味を持っていたことを確認できれば幸いである。

- (1) 拙稿「近世の領知法と家産官僚——転封史料を素材として——」(『名城法学』四五 一、平成七年)。
- (2) 越智(棚倉 館林)・太田(館林 掛川)・小笠原(掛川 棚倉)三家が連鎖的に領知を交換した転封。その詳細については拙稿「武家官僚制の一視角——越智松平家の転封を素材として——」(笠谷和比古編『公家と武家 官僚制と封建制の比較文明的考察』所収 思文閣出版、平成二〇年)参照。
- (3) 「甲府支族松平家記録」(三編卷一八)所収。その概要については拙稿「家中の成立——甲府甲府支族松平家の場合——」(笠谷和比古編『公家と武家 思文閣出版、平成二一年)・「家中の履歴——越智松平家の初転封(上)——」(『名城法学』五四 一・二合併号、平成二六年)で紹介したので参照されたい。
- (4) 前注(2)所掲拙稿。同時に、もう一方の相手家中に対しては「館林城受取二付、太田家へ言合御用掛り」が任じられている。

(5) 本文書は関西学院大学法学部教授・林 紀昭氏に提供されたものである。折しも本年三月に行った合同調査の席上で、何気なく前注(2)所掲拙稿(別刷)をお渡しした際のこと、一瞬筆者の驚愕は留まるどころがなかった。延享三年の「三方領知替」を扱った当該稿執筆時には見ることができなかった領知交換の当事者、太田家中の関係史料であることがほぼ特定できたからである。林氏は筆者にとつては垂涎の貴重な文書を恵与

された上、翻刻・公刊することを快諾された。氏のご高配を特記して深甚の謝意を表するものである。

(6) 例えば拙稿「板倉家の法令——家法と(龜山藩)領知の法——」(『名城法学』四一別冊、平成三年)

延享三年十一月七日  
 小笠原家中より越智家中へ問合書  
 答書

覚

一 棚倉御城御天守御座候哉、

答 無御座候、

一 大手并諸御門之番所・侍番所・足輕番所之分、尤人数之事、

但平生御番人数之儀共二承度候、

答

一 大手上番所者頭、下番所足輕式人宛、南門番所足輕小頭

寺人・足輕式人宛、

北一ノ門番所足輕式人宛、

北二ノ門番所足輕式人宛、

右之通平日番人差置候、格別之儀有之節は増番等申付候、

一 右寺ヶ所二弓鉄炮長柄御幕、其外御番所道具員数之事、

但平日御差置様之儀七承度候

答

大手番所

弓 五張 矢箱 一荷

鉄炮 拾挺 胴乱 十

長柄鑓十筋 玉箱 一荷

火繩 捨房

屏風 一双

南門番所

長柄鑓三筋

北門番所

長柄鑓五筋

右之通平日差置申候、御引渡之節引取申候

大手

一 三ツ道具 一棒 式本

一 松明 五本 一早繩 三筋

一番手桶十 一大水溜桶志

一行灯 壺 一水竈 二十

一 水箒 五本 一水円坐五本

一 階子 一挺 一挑灯台 二

南門番所

一 三ツ道具 一棒 式本

一 松明 五本 一早繩 三筋

一番手桶十 一水溜桶志

一水箒 五本 一行灯 壹  
一水円坐五本 一梯子 一挺  
一挑灯台 二

本丸升形

一三ツ道具 一棒 貳本

一番手桶五ツ 一水溜桶 壹

一松明 五本 一行灯 壹

玄關前櫓門番所

一三ツ道具 一棒 貳本

一水箒 五本 一水円座五本

一挑灯台 貳 一行灯 一

北二門番

一三ツ道具 一棒 貳本

一番手桶五 一水溜桶 壹

一水箒 五本 一水円座五本

一階子 一挺 一挑灯 一

一挑灯台 二

右番所毎二御引渡之節、置付之分二而御座候、

一年中御献上物品数・御仕立方共二承度事、

答

二月薯蕷 一箱 江戸二而仕立、

六月七月中漬厥 一桶 蕨は在方々納申候、

十一月 蛸切漬 一籠 平方二而仕立申候、

寒中雉子 十 在中分納申候、

右之通御座候、仕立方之儀は御引渡之節可致伝達候、

右之外不時献上品、太田備中守様方申送之趣

一御馬 一疋

棚倉領分村立能駒出来候節、臨時相伺差上申候、

一鶴 一隻

棚倉領分渡来候砌、留申節八臨時相伺差上申候、

右二品八稀二御座候故、献上之儀相究不申候、馬之儀は献上年

数近年被 仰出候通相心得申候、

但鶴献上之儀、拾二ヶ年以前被 仰出候は、三年之内差扣候

と之事二御座候故、三年差扣、九年以前相伺候之処、鶴渡来

留候節差上候様被 仰渡候、

右書面之通、享保十四年二月中之申送二而御座候、駒之儀、去

ル巳年參勤之節伺相濟、五年目〱二去ル五年迄三度致献上候

鶴之儀、申送有之候得共、是迄渡来留候儀七無之、献上不仕候、

一大行灯・大水桶・飴手桶之事、

但右之類は御置附被成候哉、

答 置附申候、

一御引渡之御時節、大概御心担之事、

答 先達而得御意候、

一御引渡之節、御人数御武器と請取方人数武器御同様申合度候事、

但御引渡之御役人、御給人以上御名前相知次第承度候事、

答 別帛書付致進達候、名前は追而可申進候、

一御家中屋鋪大小上下、家数并御家主御格式承置申度事、

答 土屋鋪百四拾五軒程

小役人屋鋪三拾四軒程

足輕小屋五拾壹棟余

厩 壹ヶ所 廿五疋立

家主格式張替記置可申候、

一御家中屋鋪一軒毎二畳数・立具数等御認、間切札御張置、尤惣帳

面二御認、引合可被差置事二御座候哉、

答

一軒毎二間切二張紙致置、御引渡以前二帳面引合置、御上

使様御好も無之候得は、右帳面斗御引渡申先格二御座候、

一御城外口々何ヶ所、平日被指置候御番人・御武具等員数之事、

但御引渡之節之儀も承度候、

答

家中屋鋪〱リタ口々左之通、

木戸十三ヶ所

内丹右衛門小路 一ヶ所

町請合二而昼夜番人式人宛

中居口

鉄炮町口

八幡口

右三ヶ所、夜中八町役二而木戸〱申候、

残九ヶ所八足輕宅番

右之通宅番差置申候、太田備中守様御領知之節は、請合二而

丹右衛門小路共十ヶ所、夜斗番人被指置候由、式拾人之給金

一ヶ年式拾五両二而請合候由伝達候、依之先格も有之候間、

御引渡之節火ノ元為用心、町番人先可申付置哉、此方二而是

迄差置候足輕共八不残館林江召連候二付、口々番所明ヶ申候、

尤番所此方二而建置申候得共、御入用二七無御座候八、御取

捨可被成候、

一御城附御武器、其外何ぞ御置附之品御座候哉、

答 城附

長柄 五拾筋

台所

一桌子 一罌 一本膳 式拾人前

一黒椀 式拾人前 二二ノ膳 同断

一吸物椀 同断 一行灯 六

一油德利 一 一五徳 四

一茶釜 一 一大釜 三

一荷桶 一荷 一水溜桶 壹

一鍋大小 七 一真那板 貳面

但蓋共

一摺鉢 壹 一炭取 壹

一洗桶 壹 一薪 拾駄

一柄杓 貳本 一塩 壹俵

一味噌 一樽 一白米 五俵

一炭 十俵 一十能 壹  
一白 二 一戸棚 壹

右之通置附二而御座候、  
尺貳拾六口

廐

一飼葉千三百貫目 一大豆貳拾俵 但四斗入

右は為御当用差置可申候、

一御城内時之太誠御座候哉、左候八、太誠打何人、御宛行何程、尤  
附渡相成候哉、

答

城内時之太誠有之候、大誠打四人宛前々方附渡二而御座候、  
但宛行一人二付初拾四俵、一人半扶持宛、開口村在宅方  
昼夜相勤申候、

一時之鐘突場等も御座候哉、

答 無御座候、

一御城内御用米御座候哉、左候八、石数俵数承度候事、

答 前々方無御座候、

一御城下町数・家数・人別承度候事、  
但本陣問屋と申も御座候哉、御大名様方御城下町内御通行も御  
座候哉、左候八、御会釈被成方承度候事、

答

新町四町 五拾貳軒  
鉄炮町 壹町 三拾三軒

古町 五町 拾五軒  
下町 三町組 坂之上方川端迄  
新町下方町川端迄拾九軒

内 貳町 四拾軒 侍小路  
壹町 四拾軒 役人小路

町人別千四百貳拾五人 内 八百五拾四人男  
五百七拾壹人女

家数合三百三拾五軒  
内 貳百五拾六軒 本家  
七拾九軒 借家

馬数百壹疋 内 四十六疋牡馬  
五十五疋雌馬  
内三拾疋老馬 不用立

牛 無御座候、

本陣無御座候、

是迄御大名方御通行無御座候、

問屋古町・新町一人宛御座候、

一御領内二軋切支丹類族等有之候哉、

答 無御座候

一御手前方被 仰付候津留、從 公儀之御關所御座候哉

答 御關所無御座候、

奥州菊田郡旅人村之内  
大利坂

口留番所

一 帆役錢 取立番所 常州多珂郡 平方村  
一 荷口錢

右之通御座候、

一御家中若党以下并女奉公人出代り時節、其外夫役之訳、給金之様  
子承度事、

答 家中召仕男女出代り三月五日二而候

若党給金 三両

中間給金 貳両

下女 壹両貳分

夫中間は無御座候、

一平瀧湊江御役人被遣置候由、御役人格式・御人数、常々之御様子  
承度事、

答 使番格之者 壹人

徒目付 壹人

下目付 壹人

足輕 四人

右津二而御城米入津之儀、其外常々之事共御引渡之節可致  
伝達候、

一江戸江常々御諸士之往来并御飛脚緩急日積承度候事、

答

諸士之往来 九月朔日夕二月晦日迄 道中五日経

三月朔日夕八月晦日迄 道中四日経

飛脚往来 緩飛脚は右同然二而御座候、

急飛脚三日経・二日経

右之通二而御座候、

答別紙

一御引渡之節人数武器之覚

一追手上番所

者頭 壹人

長柄奉行 壹人

給人 貳人

小頭 壹人

長柄小頭 壹人

鉄炮三挺

玉箱 壹荷

弓 貳張

矢箱 參荷

長柄 五本

同所下番所

一南門

鉄炮三挺

玉箱 一荷

弓 貳張

矢箱 一荷

長柄 五本

者頭 壹人

給人 壹人

小頭 壹人

足輕 貳人

此所上番所は無御座候、  
同所下番所 足輕 弐人  
一北一之門 者頭 壹人  
給人 壹人  
小頭 壹人

一広間 番頭 弐人  
鑲奉行 壹人  
使番 壹人  
取次 弐人  
給人 三人  
中小姓 三人  
徒士 壹人  
鑲組 小頭 壹人

鐵炮三挺  
玉箱壹荷  
弓 弐張  
矢箱一荷  
長柄五本  
此所上番所は無御座候、  
同所下番所 足輕 弐人

一玄關前 旗竿三本  
旗箱一荷  
一北玄關番所 小頭 壹人  
同所升形立番 足輕 弐人  
一埋門 足輕 弐人  
小頭 壹人  
足輕 壹人

一本丸升形 但此所上番所無御座候、  
給人 弐人  
城代組 小頭 壹人

一城内武具蔵 用人 壹人  
武具役人 壹人  
下役人 壹人  
於此所城附長柄鑼五拾筋御引渡申候、  
同所 番頭 壹人  
鉄炮預 壹人

鐵炮三挺  
玉箱一荷  
弓 弐張  
矢箱一荷  
同所下番所 城代組 足輕 弐人  
一玄關前櫓門番所 城代組 足輕 弐人

一挽蔵 定番 足輕 壹人  
一牢 町組 小頭 壹人  
足輕 壹人  
一湯岐温泉 下目付 壹人  
一平方津 津奉行 壹人  
但彼地於陣屋御引渡申候、  
徒目付 壹人  
下目付 壹人  
足輕 壹人

於此所村方貨鉄炮御引渡申候、  
一城内塩硝蔵 小頭 壹人  
但塩硝無御座候、 足輕 壹人  
一同北之馬場馬見所 作事役人 壹人  
足輕 壹人  
一同作事小屋 作事奉行 壹人  
下役 壹人  
一同蔵 蔵方 壹人  
但明蔵二而御座候、 下役 壹人  
一同時之太鼓所 徒目付 壹人  
但太鼓壹 下目付 壹人  
鐘 壹

一右之外 此用人武具蔵江罷出家老 壹人  
長柄鑼御引渡申候者 年寄 壹人  
二御座候、 用人 壹人  
寺社取次 壹人  
此内壹人城内所之鍵 目付 弐人  
町奉行 壹人  
郡奉行 壹人  
代官 四人  
右之通御座候、御内渡二而相濟候儀、并 御上使様御道筋出役  
人、其外未々之儀、棚倉江御役人中御越之節可得御意候、  
十二月

一蔵方役所 蔵方 下役 壹人  
足輕 壹人  
一会所 勘定役 壹人  
下役 壹人  
一厩 馬役 壹人  
厩小頭 壹人  
一南茶屋 中小姓 壹人  
塩硝蔵共 定番 弐人  
但塩硝無御座候、 足輕 弐人  
一蔵方 蔵方 下役 壹人  
徒目付 壹人  
下目付 壹人  
同所下番所 城代組 足輕 弐人  
一玄關前櫓門番所 城代組 足輕 弐人

一右之外 此用人武具蔵江罷出家老 壹人  
長柄鑼御引渡申候者 年寄 壹人  
二御座候、 用人 壹人  
寺社取次 壹人  
此内壹人城内所之鍵 目付 弐人  
町奉行 壹人  
郡奉行 壹人  
代官 四人  
右之通御座候、御内渡二而相濟候儀、并 御上使様御道筋出役  
人、其外未々之儀、棚倉江御役人中御越之節可得御意候、  
十二月

御所替之節聞合書

内題

「御領知請取候節聞合」

「小笠原土丸様御家来へ聞合書」

在方聞合覚書

杉原紙式ツ折横帳

一 下ケテ書ける八先方御答之付紙ナリ

一 御三家様并 御連枝様方・公家衆參向京大坂 諸御番衆交代、其外都而御領分之内御通之節、御荷物附送取斗之事

一 紀州様・尾州様御通之節、往還通村々火之元念入并犬猫繫候様ニ、支配之代官方申触候、

一 惣而御荷物附送り取斗、宿方ニ而致候、

一 公義御金荷并御城米、御茶壺附送り取斗之事、

一 宿方取斗ニ而御座候、

一 往還通道橋掃除等、村役ニ而仕候哉、

一 往還通道橋掃除等之訳、帳面ニ相認、引渡シ申積り御座候、  
一 従 公義村方江何ぞ御書物等相渡り御座候哉、

一 公義方御書物御渡シ被置候村方無御座候、

二 一在方御高札場、從 公義被 仰付候場所御座候哉、柵等村方仕候義御座候哉、札数何枚宛御座候哉、

一 御高札之儀、往還通は敷<sup>竹木</sup>つる覆等相渡シ、立<sup>一里</sup>之儀は村役ニ仕来候、覆等之儀も作事方<sup>方</sup>致候、往還通之外は其村々ニ而覆柵共村役ニ仕来候、札数之儀は帳面ニ記、此度引渡可申候、

一 公義御城米、何レ之川通運送り仕候哉、此時は村方ニ而如何様ニ仕候哉、何レ之御代官所<sup>方</sup>之御城米ニ候哉、何頃必通申候哉、

一 公義御用米運送之川通無御座候、

一 御城米年々御蔵江納候節、村々方御蔵入用并ねこた蒔繩菰等納候儀は無御座候哉、但番人之義之事、

一 御用米年々納候節、ねこた等は敷不申候、板敷之上ニ詰立申候、番所脇ニ蔵有之候付、別段番人は附不申候、

一 高外改出新田并込高等分り候帳面、御渡被成候哉、但御新田水帳有之村も御座候哉

一 高外改出新田込高之儀、鄉村高帳ニ記有之候、此度引渡シ可申候、

一 田畑共ニ免取ニ而、定免請証文ニ而も被仰付置候哉、但シ金納之村は無御座候哉、瑞錢等取立候節、錢相場如何被仰付候哉

一 田畑共ニ定免ニ申付、請証文取置申候、馬足通路不自由成村々八、入札直段ヲ以金納ニ為仕候村方も有之候、瑞錢等取立之儀は時之相場ニ而取立申候、

一 田畑共ニ定免ニ候哉、但檢見取ニ候哉、定免ニ而無之豊年ニも大

檢見ニ成、免上ケ下ケ御座候哉、但国風之定法御座候哉、

一 田畑共ニ定免申付候、国風定法と申義無御座候、

一 御城附村々、古檢ニ而有之候哉、新檢ニ而御座候哉、何レ之時分檢地有之候哉之事、

一 城付村々檢地之義、古檢も有之、新檢も有之候、村差出帳

訳記シ御座候、此度引渡可申候、

一 御領分境杭建置候村々并杭木員数承度候、

一 東西往還通境杭二本、原川町手前ニ掃除丁境境杭本有之候、

一 田方定免之内、違作ニ而村々方小檢見願出候節、何分已上之違作小檢見願御聞届有之候哉、

一 田方定免之内、違作ニ而檢見願出候得は、三割已上之儀願承届候、然共村方之様子ニ<sup>方</sup>三割以下にても檢見願承届候、

一 畑方違作小檢見願出候節、是又何分以上違作御取上并木錢檢見有之候哉、引等被下候哉、

一 畑方定免ニ候得は、檢見不申付候、風水旱之損毛有之候得は、見分之上引方相立申候、

一 村方大檢見小檢見ニ大勢出候時ハ、朝夕給物村ニ而賄申候哉、

一 檢見之節、役人朝夕支度之儀、入用米遣支度申付候、

一 惣而村用ニ而役人出候時は、朝夕給物村賄ニ御座候哉、但村方役人之外、村江出候時も村ニ而賄候哉

一 惣而役人村用ニ而出候節、朝夕支度之義、入用米遣支度申付候、

一 大檢見小檢見、此外役人村方江出候時、駕籠人足并乗鞍馬ニ而送り迎申候哉、

一 檢見其外村用ニ而役人出候節、乗鞍馬ニ而送迎仕候義無御座候、駕籠人足乘掛馬荷附馬等差出申候、

一 川崎方江戸迄海上何程御座候哉

一 七拾五里程有之候由、

一 村方遠近道法之事、

一 村方道法之義、村差出帳ニ記有之、此度引渡可申候、

一 村方<sup>方</sup>他領江奉公ニ出申候者<sup>方</sup>足金銀取上ケ申候哉、

一 村方<sup>方</sup>他領江奉公ニ出申候者<sup>方</sup>足金等取上申候事無御座候、

一年賣米納何斗ニ而斗立何程ニ廻り申候哉、右之内口米出メ米何程ニ御座候哉、

一年賣米納三斗五升ニ儀取致候、斗立四斗壹升五合有之候、

一口米は本米三斗五升二口米壹升ツ、但口米儀取八三斗七升入ニ而取立申候、

一口米八取石壹石ニ何程有之候哉

一口米前二記申候、

一見取場御座候哉、但高外ニ而町反斗ニ而定免八無御座候哉、但田畑共ニ、

一見取場御座候、高外ニ而町反斗、田畑共定免八無御座候、御領知之内、内檢地被 仰付候村も御座候哉、但盛違<sup>ひ</sup>出石減石八無御座候哉、

一内檢地申付候村方無御座候、拜領以後新田八檢地申付候村

方毛有之候、

一御領分村方高免之場所、何程御座候哉

一 村方高免之場所八無御座候、

一夏成秋成冬成全何程宛、何月何月二上納仕候哉、

一 夏成一切無御座候、九月迄追々収納為致候、

一 村々々上納金包所八無御座候哉、

一 村々上納金包所と申八無御座候

一 年貢米并金取立二村々江役人罷出取納候哉、庄屋納二候哉

一 一年貢米并金取立二村々江役人罷出し取納候事無御座候、庄屋納二為致候村方も御座候、

一 納米儀拵式重皮二御座候哉、俄小口かゝりやう之事并内札外札御座候哉、

一 納米儀拵二重かわ二御座候、小口かゝりくもかゝりと申二而御座候、内札なし、外札斗有之候、

一 年貢永楽錢鑄二直シ候時、錢直段時之相場二御座候哉、

一 一年貢永楽錢納無御座候、鑄納有之候、正錢二而為相納申候、

一 畑金口永之事、

一 畑金口永無御座候、

一 荏大豆小豆餅米、村々々相納申候哉、納様如何致候哉、

一 荏小豆、村々々相納申候、

一 大豆餅米八人用積り致、高割二而申付候、

一 水損場早損場村々有之候、一 村之内二も水損場早損場有之候哉、

一 御領分凡何里四方御座候哉、

一 領分何里四方と申義難記御座候、大方東西五里程、南北へ四里程御座候、

一 村方諸勸進御停止被仰付置候哉

一 村方諸勸進停止不申付候

一 在方致来候祭礼無御座候哉、

一 在方寺社恒例之祭礼法会仕候分、領内所々二御座候、先達而寺社役所迄相達候付、役人差遣候、右之分追而引渡之節覚書進可申候、

一 在方 御朱印之寺社願等直二奉行役所江差出候哉、又八代官役所江差出候哉、

一 御朱印寺社は格別、黒印地年貢地之寺社共二寺社役所江諸願差出候、但年貢地之寺社地方江附候儀は代官江相願、寺社役所江其段断書差出候、

一 在方寺院入院他參之節八願出候哉、

一 寺院入院他參願之儀、寺社役所江差出、本寺断書村方庄屋組頭共願書出候上二而致吟味申付候、

一 自身引導之修驗御座候哉、

一 領内修驗、何も当山方二而自分引導取斗ひ、宗旨改毎年帳元より帳面差出候、

一 村方宗旨改之儀、何月頃被仰付候哉、

一 宗旨改之儀、町在中共二年々三月十五日頃二而御座候、

一 村方御法度之邪宗門ころひ類族之筋抔有之、別証文出候事八無御

村々數々御座候、

一 江戸廻米何れ之湊江付届候哉、尤懸川方大湊江道法何程御座候哉

一 江戸米川崎湊江付届申候、懸川方五里余、福田湊江川下二而遣候事も御座候、懸川方五里内、

一 林敷、帳別二御渡シ被成候哉、定免二外し候小物成運上并浮役等納来候村々御座候哉、但百姓持之林敷野錢等、木敷帳面御座候哉

一 林敷帳別二此度引渡可申候、免状二不載小物成運上等之類免状写帳面之末二相記、此度引渡可申候、

一 百姓持之林敷等之帳面無御座候、

一 御城内普請之節入用縄其外竹木、村々方出シ候哉、但代錢二而も被下候哉、

一 城修覆之節、入用縄役村へ申付候、

一 右同断之節、竹八村方二而見伐二申付、

一 御城入用之白土八何れ方御取被成候哉、瓦抔同断、

一 木八林方伐出遣申候、尤買上二も致候、

一 白土買上二致候、

一 一瓦八瓦師二申付候、作料飯米遣申候、

一 御城入用入足、村方差出可申事二候、如何前々被仰付置候、

一 城内夏向草茹人足、近村江申付為刈申候、堀浚等之節役村江申付、人足扶持米遣申候、其外村方人足遣不申候

一 一東西南北誰様御知行所境二御座候哉、

一 一東西南北誰様御知行境と申義數多、難記御座候、一 村二而も五六給有之村方御座候、

一 一切支丹類族領分周知郡大日村二有之、二季二宗百人別相改、証文取置候、

一 一切支丹類族有之候八、帳面可被遣候、死失或八致出生候節、御届之書上委細被仰送候様二仕度候、

一 一類族諸書物此度引渡申候、尤死失出生諸事御届書、先規証文写を以可申達候、

一 村方寺社并百姓年礼御目見江も仕候哉、何二そ差上候哉、寺院之格式順八如何被仰付候哉

一 一寺社年始之礼勸来候分、格式等も有之候、是は前々方相用候年礼帳写、引渡之節進可申候、猶又村方庄屋共年礼帳、是又引渡之節進可申候、

一 田畑新発可相成所御見立置被成候儀は無御座候哉、

一 一田畑新開可相成所見立置候場所無御座候、

一 先々方除地給田地免田八無之候哉、

一 一寺社方御除地有之候二付、追而引渡可申候、尤給田免田八無御座候、

一 一林年貢山名郡中嶋村有之候、尤免状二記御座候、右之外百姓持之數林年貢無御座候、

一 一此度鉄炮帳引渡可申候、右帳面二記有之候、

一 一鉄炮帳取上筒威筒改様、若窄人所持之取上鉄炮有之候八、委細

書付被遣候様二仕度候、

一 御城付村数并家数、凡男女何程御座候哉、

一 城附村数百七拾五村御座候、男女人数之儀は七年目〳二公義江差出候、人別帳写此度引渡可申候、

一 濃業之間男女排之事、

一 男女農業之間、男八繩索草鞋新取、女八布疋織申候、

一 村方諸殺生御停止之場所御座候哉、但運上等出候得は殺生仕候場所御座候哉、

一 村方諸殺生停止申付候、但川運上等差出候村方八、川殺生八勝手次第為致候、

一 在々二而神事祭礼等有之節、役人前々方被差出候所も御座候哉、

一 在々神事祭礼之節、役人差出申候、

一 市立候村并運上等指出候村八無御座候哉、

一 市立候村之儀、此度帳面引渡可申候、運上等之儀八免状写之帳面之末二記置、此度引渡可申候、

一 献上物、村方江被仰付候物も御座候哉、

一 献上物、村方江申付品無御座候、

一 村方高札場、御地頭分柵等迄被成下候哉、

一 是は前二記申候、

一 村方濃業之節は、御地頭入用之人馬御用捨被成来り候哉、

一 村方取農之節、人馬用捨いたし候、

一 村林年貢等之儀は免定二外し、小物成之格二而別二上納仕候哉、

一 小物成之格二而納申候、

一 御領分村々川筋満水之節、水防役人指出候哉、

一 水防候村方無御座候、

一 水方、公義御役人近所二陣屋有之候哉、川普請等二而も被仰付候節、御料私領共二御触御出シ、人足御遣ひ被成候哉、右御役人如何之衆中二候哉、

一 御紙面之御役人近所二無御座候、

一 御城附之山林分御家中并村々江下草為刈、馬札歩札出候而實銭等出候哉、

一 城付之山林村々江下草為刈、札相渡、札米取立申候、山札米取立帳二記有之候、此度引替可申候、

一 村方大工木挽諸職人遣候節、職役二而罷出相勤申候哉、

一 村方町方共大工は大工頭吟味之上、役相勤させ申候、木挽八木挽頭吟味之上、役相勤させ申候、

一 村方御年貢米附送り、何里迄八附送り申候哉、

一 村方年貢米付送り之儀、江戸入用扶持米積立、川崎福田南湊迄付送申候、江戸扶持米之外八枳蔵米并御用米蔵江為相納申候、

一 村方御他領之縁組養子等仕候時節、役所江願出候上被仰付候哉、但先村名主方証文取候而申候、

一 村方御他領之縁組養子等仕候節、役所江願出候上二而申付候、先村名主方証文等は取不申候、

一 村方江配符持出之儀、町方持出候哉、但代官役所江配符持相詰申候哉、

候哉、

一 村方江配府持出之儀、代官分配符は代官分二藤村・増田

村江為持遣申候、役所分配符は二藤村・下又町・西町・

十九首町・中宿村江役所小遣二為持遣申候、

一 村方棟手商人分役銭杯出シ申候哉、

一 御紙面之役銭等無御座候、

一 御用洪、村方納申候哉、代銭二而も被下候哉、

一 洪梯之儀、山方村々江申付差出させ、代銭遣申候、

一 村方夫金、百石二付何程宛出シ申候哉、

一 夫錢出候村方八免状二書載有之候、其外高千石二夫言人宛差出申候、前々方組合村々有之候、

一 馬屋江入レ候草藁、御城薪、蓬せつふかさり、松竹葺葎之類、村方方差出候哉、

一 厩入用草藁、役村へ申付差出させ申候、

一 薪は近所林分伐出申候、

一 茅は役村へ申付候、

一 葎は倉真村へ申付候、

一 蓬せつふは倉真村へ申付候、

一 筋松は篠湯山二而伐出、持届は篠湯村・平野村へ申付候、

一 筋竹は末本敷分伐出、取寄村届、

一 筋杭は西ノ谷九ヶ村分出、五ヶ嶋村・寺田村・家代村・新村方村継二掛川へ持届申候、

一 村方方穀類他領江出入之儀、如何被仰付置候哉、

一 村方方炭薪他領江出候節、出役二而も被仰付置候哉、

一 村方方炭薪他領江出候節、出役不申付候、

一 村方松茸出候時、御届候哉、番人等二而も被指置候哉、

一 新知山・篠柴山分松茸出申候、番人附置申候、

一 村方二浪人者八無御座候哉、

一 村方二浪人者無御座候、

一 村方こむ僧風呂家八無御座候哉、

一 村方こむ僧風呂屋無御座候、

一 村方倒者、其外手負殺害人八検使可遣事二候、他所分參候倒人八人主知レ不申候得は、幾日程晒シ札建埋メ申候哉、

一 村方二倒者、其外手負殺害人八検使遣申候、其外其節之取斗致方之儀は、追而引渡之節書付進可申候、

一 村方窄屋は無御座候哉、普請之節八如何被成候哉、番人等錠鍵之事、但窄含有之時、給物等如何仕候哉、

一 村方二窄屋無御座候、

一 村方二斬罪場所八無御座候哉、

一 斬罪場、南西郷村地内二御座候、

一 村二穢多御座候哉、

一 村・村・村二穢多御座候、

一 村々之内舟渡等御座候哉、船修覆之儀は如何被仰付候哉、

一 舟渡、大嶋村・屋代村・中野村二有之候、船修覆之節、入用相渡シ申候、

一 川筋、從、公義御普請等被、仰付候場所御座候哉、但御地頭普請

并百姓普請之分ケ御座候哉、堰込樋堤川除橋、御地頭方致来候場所八無御座候哉、

一 牛尾村之儀、大井川川通御普請從、公義被 仰付候、其外  
二は、公義御普請場所無御座候、村々込樋井堰川除帳面、此度引渡可申候、

一 堤川除井堰道普請、組合二而仕来候場所モ有之候哉、

一 組合二而仕来候村モ有之候、  
一 右普請役人出申候哉、

一 普請之節、役人出申候、  
一 御城主參勤交代之節、名主百姓御迎御見送り二罷出候場所、其外取斗之事、

一 迎之節八成灌村迄名主罷出候、見送之節八馬喰村迄罷出候、郡代代官罷出、郡代致披露候、

一 村方大庄屋并割元帯刀之者八無御座候哉、

一 御紙面之趣之者無御座候、

一 火事用心夫、村役二而江戸表江被遣之儀は無御座候哉、

一 火事用心夫、村役二不申付候、

一 村々二預り者八無御座候哉、

一 御紙面之趣之者無御座候、

一 村々諸役懸り、高除牛高帳有之候哉、

一 役高村無役高村帳面、此度引渡可申候、

一 廻米破船并違事有之節、濡掉手改様之事、

一 濡掉手改別段之義モ無御座候、

一 金銀銅鉄鉛錫山無御座候哉、

一 金銀銅鉄鉛錫山無御座候、

一 蠟漆納候村は無御座候哉、

一 蠟漆納候村方無御座候、

一 在方郷蔵員數之事、

一 郷蔵帳面、此度引渡可申候、

一 菓草葉石出候場所八無御座候哉、

一 菓草葉石出候場所無御座候、

一 温泉等無御座候哉、

一 温泉無御座候、

一 勢利駒等八無御座候哉、

一 勢利駒無御座候、

一 村々水帳、出入等二而御取上置候村八無御座候哉、

一 水帳取上候村方無御座候、

一 往還宿定助郷大助郷書物等有之候哉、

一 往還宿助郷書物之儀、町奉行共方追而引渡候節進可申候、

一 此度御所替二付、御領分方送人馬出候哉之事、

一 此度所替二付、二日地送り人馬領分江申付候、

一 代官家居二八、在方普請二手伝申候儀は無御座候哉、

一 御紙面之趣之義無御座候、

一 在家出火之節御取斗、并類焼之者江夫食等被下候哉、

一 在家出火之節、役人遣吟味いたし候、類焼之者江夫食等遣候、

一 在方之者御關所女御証文、如何御取斗被成候哉、

一 御關所女御証文之儀、在中之者願出候得は、江戸表之儀は箱根御關所罷越候節八御証文二不及候、罷歸候節、江戸表

二而御留守居様方江土丸証文を以御証文申請、箱根迄輕役人二為持差遣、御關所罷通候、尤御証文八其俣御關所江差出置候、

一 遠州今切御關所之儀は、女御証文願有之候得は、吟味之上村方方証文取之、右之趣ヲ以浜松御城主松平伊豆守様江土丸証文差遣、江戸表留守居之者取斗、伊豆守様御証文申請候、尤今切之外氣賀并信州福嶋御關所共二、伊豆守様方御証文出候由、

右ヶ条之趣御伝達承知仕度、書付進申候、乍御六ヶ敷御書加可被下候、此外心得二罷成候義御伝達奉頼候、以上

二月

太田撰津守内

土肥彦右衛門

小笠原土丸様御内

市橋里右衛門様

在方關合覺書

杉原紙式ツ折横帳

一 下ヶテ書ケル八先方答之付紙ナリ

一 往還通橋破損之節、地頭方懸替等仕候哉、人足扶持米等被下候場所モ御座候哉、

一 此往還通橋之儀、御料之節八修履掛替共御入用を以御普請被仰付候間、御領分二相成候上は御領主御入用二而可有御座奉存候、

一 在方御高礼場、從、公義被 仰付候場所御座候哉、柵等村方方仕候義御座候哉、札數何枚宛御座候哉、

一 此御高礼場一件、公義御入用無御座候、但札數之儀、往還通村々は吉ヶ村二式枚宛、在方は吉枚宛二而御座候、

一 田畑共二免取二而、定免請証文二而モ被仰付置候哉、但金納之村八無御座候哉、鑄錢等取立候節、相場如何被仰付候哉、

一 此儀、田畑共二免取二而御座候、尤定免之村々八証文取置申候、檢見取村モ有之候、其訳は先達而引渡候郷帳二相見申候、御座勿論米納金納之訳八郷帳二相見申候、鑄錢相場八其時之直段二而取立申候、

一 田畑共二定免二候哉、但檢見取二候哉、定免二而無之豊年二八大檢見被成、免上ヶ下ヶ御座候哉、但国風之定法御座候哉、

一 此儀、定免之村モ三分以上之損毛二は引方相立申候、檢見取村八出来形二応シ上ヶ下ヶいたし候、国風之定法と申モ無之候、

一 田方定免之内、違作二而村々方小檢見願出候節、何分以上は違作小檢見願御聞届有之候哉、

此儀、先達而書物引渡申候、  
一畑方連作小検見願出候節、是又何分以上連作御取上、并木錢検見有之候哉、引等被下候哉

此式ヶ条、前条二記候通御座候、但畑方之儀、少々之損毛  
二は御取箇居置申候、格別之損毛二八引方相立申候、木錢  
検見無之候、

一年賣米納何斗二而斗り立、何程二廻り申候哉、右之内口米出メ米  
何程二御座候哉、

此儀、御年賣米納四斗入二而御座候、尤納之節、四斗入二  
相廻候様郷蔵納申付候、口米八取石壹石二付、米三升宛金  
納に取立申候、

一口米は取石壹石二何程二而有之候哉、  
此儀、前条二記候通二御座候、

一見取場御座候哉、但シ高外二而町反斗二而定免八無御座候哉、尤  
田畑共二、

見取場有之候、高外二而町反斗り二御座候、此儀八郷帳二  
相見へ申候、

一納米俵袴式重かわ二御座候哉、俵小口かゝりやう之事、并内札外  
札御座候哉、

納米俵袴二重かわ、小口蜘蛛かゝり二而、内札外札為致候、  
一荏大豆小豆餅米村々方相納申候哉、納様如何いたし候哉、

荏大豆小豆納無之候、餅米八御割錢出候へは納させ申候、  
尤代米之割増被下來候、此儀も郷帳二相見へ申候、

一江戸廻米、何れ之湊江附届候哉、尤右湊江道法何ほと御座候哉、  
江戸迄之運賃何程御座候哉、

江戸御廻米、福田湊江出し申候、道法大概三里余有之候、  
江戸迄運賃之儀、年々増減有之候、大概米百石二付、金七  
兩位二御座候、

一林數帳、別二御渡被成候哉、定免二外し候小物成連上并浮役等納  
來候村御座候哉、且百姓持之林數野錢等、木數帳面御座候哉、

林數無之候、免状二不載小物成類無之候、且百姓持之林數  
野錢帳面無之候、

一在方致來候祭礼無御座候哉、  
大立候祭礼無之候、

一自身引導之修驗御座候哉、  
先達而引渡候宗門改帳之通二御座候、

一村方御法度之邪宗門ころひ類族之筋坏有之、別証文出候事八無御  
座候哉、

此儀無之候、

一寺社領境内除地見捨地御朱印地御座候哉、年賣地之寺院も御座候  
哉、帳面御渡被成候哉、  
御朱印并除地寺社領之儀、先達而引渡候帳面二相見へ申候、  
年賣地之寺院等之儀八宗門帳二而相見へ申候、

一村々諸役懸り高除干高帳有之候哉、  
此帳面無之候、郷帳二而相見へ申候、

一蠟漆納候村八無御座候哉、

一市立候村并連上等差出候村八無御座候哉、

此儀無之候、  
一村方酒屋何拾軒、酒株之事、

此儀、酒造高帳先達而引渡候通二御座候、  
一村方高札場、御地頭方柵等まで被成下候哉、  
此儀村方二而致來候、

一御領分村々川筋満水之節、水防役人被差出候哉、  
此儀、天龍川通之分出水之節、役人差出申候、但平松村・  
掛下村之儀は御料私領組合有之、天龍川通水防役被仰付候、

一村方御年賣米附送り、何里迄八附送り申候哉、  
此儀、道法五里迄附送り申候、

一村方天金、百石二付何程宛出候哉、  
此夫金納村無之候、

一御追放者人別扱之者讓<sup>レ</sup>絶人之儀、別帳二御渡被成候哉、

一村々之内、船渡等御座候哉、船修履之儀は如何被仰付候哉、  
此儀無之候、

一川筋從、公義御普請被、仰付候場所御座候哉、但地頭普請并百姓  
普請之分ヶ御座候哉、堰坎樋堤川除橋、御地頭方致來候場所は無  
御座候哉、

此儀、往還通并天龍川通之儀八勿論、谷川通共二御入用二  
成來候得共、此度御領分二相渡候上は、御領主御入用と奉  
存候、尤谷川通から三普請八村役二申付候儀も御座候、

右ヶ条之趣御伝達承知仕度、書付進申候、乍御六ヶ敷御書加可被下候、此外心得二罷成候義御伝達奉頼候、以上

此儀無之候、

二月

土肥彦右衛門

関戸 惣二郎様

脇谷 武左衛門様

逸見小野右衛門様

御聞合之儀二付御答之趣覚書

〔<sup>〔奉書〕</sup>〕 大直紙式折横帳ナリ

一村々鉄炮之儀二付、鉄炮御奉行様江之御届書之儀、先達而写致引渡申候、

一御城向瓦之儀、南西郷村地内瓦師番次方へ入用之瓦申付候、尤作料一日二六拾七錢、扶持米壹升五合宛差遣候、

一御城堀浚之節、人足扶持米之儀、一日壹人五合宛差遣候、

一御城内土手草刈人足之儀、いつれと申儀も無之、近村へ申付候、

一大概高百石二名入位申触候、望之村方へは勝手次第為刈申候、

一江戸廻米湊向寄村々方付届、不足之節は役村へ申付候義、何村々ト申義も無之、先達而引渡申候役高村帳面之通御座候、

一新知山・篠柴山松茸出候節、番人之儀、山方中間兩人宛付置申候、

一御林二而入用薪為取候節之儀、只今迄日坂林方新取来候、其節は入用人足役高村へ申付、下台所迄付届申候、且又江戸廻薪之儀も日坂林方取候節、是又川崎湊迄津出、實錢其時々致吟味相究候、

一家中<sup>〔御米〕</sup>之儀、先達而帳面引渡申候、

一草藁藁繩等之儀、先達而郷中当物帳引渡申候、

一村々定免請証文之儀、年季定免之分証文取置候得共、去々丑年迄年季明候付、去寅年之儀は跡免之通壹ヶ年申付候付、別段証文取置不申候、尤年季相掛候村方無御座候、

一林ヶ所附帳之内木数無之由、只今迄木数相改不申候付、書付引渡不申候、

一殺生鉄炮役錢之儀、先達而引渡候帳面之内二役錢相納候村方有之候、

但福用村斗二而免状二載有之候、其外二は無之候、

一村々郷山廻り之儀、所々へ村方相分候付、郷山廻り人数致書付候而、大草太郎左衛門江差出置申候、

一免状之外小物成等郷帳二有之候、右之外二も小物成有之様二御聞及候由、是又先達而引渡帳面二相記候外小物成無之候、

一四ノ宮村・青池村魚獵拾分一運上請負金上納之儀、七月・極月両度二相納申候、

右は先達而御聞合之儀二付、御答之趣書面之通御座候、已上

三月

一御年貢赤米青米相除、上米二而上納仕候積を以米吟味被仰付候哉、

一御年貢赤米青米大分有之候得は、蔵二而刎申候、然共村々より年二より吟味之上致用捨為相納申候、

一納米俵人之儀、納升何斗何升、入払升何程二而斗立、何程二相廻候哉、

一納米俵入之儀、納升三斗五升、入払升三斗九升二而斗立、四斗壹升五合二相廻申候、

一御年貢米御城内御蔵へ相納候節、御蔵前二而米拵升目俵様等相改申候哉、又は村々へ役人差出升目等改置、詰之節其俵二而蔵入仕候哉、

一年貢米城内蔵へ相納候節、升目俵拵等相改申候、尤品二より郷倉二て役人相改置、城内蔵へ為附届申候儀二御座候、

一米斗様之儀、斗升二而斗候哉、又は小升二而斗申候哉、

一一斗升二而斗り申候、

一江戸廻米之儀、村々方湊迄附出、湊役人升目等相改請取申候哉、又は村蔵二而升目改、役人封印致置、廻米之節湊へ附出申候哉、

一江戸廻米之儀、村々方湊迄付付、於湊役人升目等相改請取申候、尤郷倉二而升目相改、役人封印致置、廻米之節湊へ付付申分御座候、

一湊附出之節、村方遠近二不構村役附届申候哉、又は實錢等二而毛

御領知請取候節問合書

一御領分村々田畑定免二而御座候哉、又は檢見取二御座候哉、

一村之内畑定免二而、檢見取村方無御座候

一運作之節、檢見取相願候節、何分以上之損毛二而檢見取願御取上被成候哉、

一田方檢見之儀、三分以上損毛願取上申候、然共村柄二より三分以下二ても願取上申候、

一檢見罷出候節、去免二て当り合見申候、算法之儀御伝達可被下候、引替候儀七分米二而施引被成候哉、又其村々立毛不殘合附為致有毛積立年賦二応し御引方被下候哉、又は畝引二被成、引方之詛帳面二認、村方江御渡被成候哉、

一当合見二別帳之算法と申も無御座候、

一其村立毛不殘合毛附為仕、有毛積立、其村柄二応し了簡を加て引方分米二而相立申候、

一畑方運作之節并檢見相願候得は檢見二仰付、引方被下候哉、何分通之運作二而檢見二致御定法御座候哉、尤畑方承取二御座候哉、

一畑方定免二而御座候得は、畑方檢見無御座候、風水旱之損毛之節は、見分之上引方相立申候、

一田方水掛悪敷村方畑成二相成候得は、引方二而毛可被下候哉、

一田方水掛悪敷場所は畑成相成候得は、吟味之上、定免之内免合引下ヶ申候、

一村々上納米、六合摺之積を以御取箇被仰付候哉、又は五合摺二而

被仰付候哉、

一村々定免二申付候得は、通例之年は初合摺用申儀無御座候、破免之節八五合摺二申付候、

一御年貢赤米青米相除、上米二而上納仕候積を以米吟味被仰付候哉、

一御年貢赤米青米大分有之候得は、蔵二而刎申候、然共村々より年二より吟味之上致用捨為相納申候、

一納米俵人之儀、納升何斗何升、入払升何程二而斗立、何程二相廻候哉、

一納米俵入之儀、納升三斗五升、入払升三斗九升二而斗立、四斗壹升五合二相廻申候、

一御年貢米御城内御蔵へ相納候節、御蔵前二而米拵升目俵様等相改申候哉、又は村々へ役人差出升目等改置、詰之節其俵二而蔵入仕候哉、

一年貢米城内蔵へ相納候節、升目俵拵等相改申候、尤品二より郷倉二て役人相改置、城内蔵へ為附届申候儀二御座候、

一米斗様之儀、斗升二而斗候哉、又は小升二而斗申候哉、

一一斗升二而斗り申候、

一江戸廻米之儀、村々方湊迄附出、湊役人升目等相改請取申候哉、又は村蔵二而升目改、役人封印致置、廻米之節湊へ附出申候哉、

一江戸廻米之儀、村々方湊迄付付、於湊役人升目等相改請取申候、尤郷倉二而升目相改、役人封印致置、廻米之節湊へ付付申分御座候、

一湊附出之節、村方遠近二不構村役附届申候哉、又は實錢等二而毛

御渡被成候哉、

一 湊へ米附出候儀、湊取寄之村々年貢米為相納申候、取寄村々  
二 而江戸扶持米不足之節は役村へ申付、枳蔵より川崎迄附届  
させ申候儀二御座候、

一 御城内米蔵入用、ねこた庭台木等村方より差出申候哉、廻米二相  
成候節、船中苦孤儀數二応<sup>二</sup>二応<sup>二</sup>し村々方差出申候哉、

一 城内蔵入用ねこたせうこ算、役村へ申付差出させ、尤台木等  
入候得は、作事方取寄申候、

一 廻米之節、船中苦孤儀等村方方差出不申候、

一 廻米江戸迄之運賃、百儀二付何程二御座候哉、且又濡儀或打儀有  
之節八、村方より儀數弁指指出申候哉、

一 江戸廻米運賃書付、此度引渡申候、濡儀或八打儀有之候而も  
村方構無御座候、

一 湊二御蔵有之、此所二而村々米納仕、其以後之儀八村方掛二相成  
不申候哉、

一 御紙面之通二御座候、村方掛り二相成不申候、

一 廻米船頭へ廻し相立、其通送状相渡、於江戸表升目改、不足之節  
八船頭弁申候哉、

一 御紙面之通江戸表二而升目改、不足之節八船頭弁申候、

一 御城内藻取之土手草刈人足之儀、村方高掛二人足差出、村役二而  
無扶持二相勤申候哉、

一 城内堀藻取之儀は中間共二為取、村方へ不申付候、

一 草刈人足之儀、近村へ申付為取申候、扶持米八遣し不申候、

一 御城内掃除等之儀、是又村役二相勤申候哉、

一 城内掃除之儀、中間共二申付候、

一 村方御林方御入用之材木持運之儀、村方高掛人足差出、無扶持二  
而御遣被成候哉、且又根伐等之儀も七人足二而為伐候哉、

一 林方入用之材木持運之儀、手人二申付候、在人足八遣不申候、  
根伐之儀は山中間二為伐申候、尤往還橋二入用材木持届八村  
方へ申付候、尤扶持米遣申候、

一 村々川除并堰普請入用之儀は百姓役二仕候哉、又は願取上入用御  
吟味之上、御地頭方出申候哉、

一 川通普請人足之儀、高百石二付、五拾人八村役二遣捨、其余  
八扶持遣申候、尤村方不残入用遣普請為致候義も御座候、

一 村々制札場村方二而拵置、破損之節七村方二而仕候哉、

一 御制札場之儀、往還通八覆柵等迄入用之諸色作事方相渡、  
結立斗村役二いたし候、往還之外八諸色入用人足共二村役二  
申付候、

一 村々橋、御地頭より御入用被下候場所も御座候哉、

一 往還通橋帳、此度引渡可申候、往還通之外八村役二致来申候、  
尤増田村・南西郷村二小橋等ヶ所宛有之候、諸色入用遣ひ村  
人足二而掛遣申候、

一 往還通橋、御地頭御入用二御座候哉、普請之節、村人足御遣被成  
扶持米二而も被下候哉、

一 此度橋帳引渡可申候、

一 御城内普請入用之竹縄置、村々方納来候割合定法御座候哉、尤代  
錢二而も被下候哉、

一 城内普請入用之竹八近村見伐二申付、其村々方作事へ持届申  
候、縄茅之儀八村役へ入用次第申付候、尤茅代米壹駄二付、  
米壹升五合宛遣申候、

一 御城内普請入用之竹木村方へ申付、役人差越見伐等申付、實錢二  
而も被下候哉、

一 竹之儀八前々記申候通、見伐二申付、村方方持届申候、材木  
之儀八取寄林方山中間伐出し、手人二而持届申候、或買上二  
もいたし候、

一 炭薪相納候村方御座候哉、實錢被下候哉、又八年貢米差引申候哉  
其節直段定法御座候哉、

一 炭之儀八当物帳二記有之候、此度引渡可申候、薪之儀八取寄  
林方伐出し、役村方附届させ申候、或買上二も致候、且又炭  
直段之儀八定法と申義無御座候、其年々之直段二而買上いた  
し候、

一 大豆納候村方御座候哉、又八御領分村々高二応し相納申候哉、納  
米壹儀之代り二大豆式儀納申候哉、

一 大豆納候村方御座候、入用大豆積立、年貢大豆二而不足有之  
候得は、高割合二而為差出、代米八時之相場二而差引相渡申  
候、大方大豆壹儀二代米壹儀位二御座候、

一 油在村々方相納、御年貢米二差繼申候哉、米壹升二付在何程二代  
り、油何合、之積り二御座候哉、

一 在納申候村方無御座候、

御渡被成候哉、

一 湊へ米附出候儀、湊取寄之村々年貢米為相納申候、取寄村々  
二 而江戸扶持米不足之節は役村へ申付、枳蔵より川崎迄附届  
させ申候儀二御座候、

一 御城内米蔵入用、ねこた庭台木等村方より差出申候哉、廻米二相  
成候節、船中苦孤儀數二応<sup>二</sup>二応<sup>二</sup>し村々方差出申候哉、

一 城内蔵入用ねこたせうこ算、役村へ申付差出させ、尤台木等  
入候得は、作事方取寄申候、

一 廻米之節、船中苦孤儀等村方方差出不申候、

一 廻米江戸迄之運賃、百儀二付何程二御座候哉、且又濡儀或打儀有  
之節八、村方より儀數弁指指出申候哉、

一 江戸廻米運賃書付、此度引渡申候、濡儀或八打儀有之候而も  
村方構無御座候、

一 湊二御蔵有之、此所二而村々米納仕、其以後之儀八村方掛二相成  
不申候哉、

一 御紙面之通二御座候、村方掛り二相成不申候、

一 廻米船頭へ廻し相立、其通送状相渡、於江戸表升目改、不足之節  
八船頭弁申候哉、

一 御紙面之通江戸表二而升目改、不足之節八船頭弁申候、

一 御城内藻取之土手草刈人足之儀、村方高掛二人足差出、村役二而  
無扶持二相勤申候哉、

一 城内堀藻取之儀は中間共二為取、村方へ不申付候、

一 草刈人足之儀、近村へ申付為取申候、扶持米八遣し不申候、

一 御城内掃除等之儀、是又村役二相勤申候哉、

一 城内掃除之儀、中間共二申付候、

一 村方御林方御入用之材木持運之儀、村方高掛人足差出、無扶持二  
而御遣被成候哉、且又根伐等之儀も七人足二而為伐候哉、

一 林方入用之材木持運之儀、手人二申付候、在人足八遣不申候、  
根伐之儀は山中間二為伐申候、尤往還橋二入用材木持届八村  
方へ申付候、尤扶持米遣申候、

一 村々川除并堰普請入用之儀は百姓役二仕候哉、又は願取上入用御  
吟味之上、御地頭方出申候哉、

一 川通普請人足之儀、高百石二付、五拾人八村役二遣捨、其余  
八扶持遣申候、尤村方不残入用遣普請為致候義も御座候、

一 村々制札場村方二而拵置、破損之節七村方二而仕候哉、

一 御制札場之儀、往還通八覆柵等迄入用之諸色作事方相渡、  
結立斗村役二いたし候、往還之外八諸色入用人足共二村役二  
申付候、

一 村々橋、御地頭より御入用被下候場所も御座候哉、

一 往還通橋帳、此度引渡可申候、往還通之外八村役二致来申候、  
尤増田村・南西郷村二小橋等ヶ所宛有之候、諸色入用遣ひ村  
人足二而掛遣申候、

一 往還通橋、御地頭御入用二御座候哉、普請之節、村人足御遣被成  
扶持米二而も被下候哉、

一 此度橋帳引渡可申候、

一 御城内普請入用之竹縄置、村々方納来候割合定法御座候哉、尤代  
錢二而も被下候哉、

一 城内普請入用之竹八近村見伐二申付、其村々方作事へ持届申  
候、縄茅之儀八村役へ入用次第申付候、尤茅代米壹駄二付、  
米壹升五合宛遣申候、

一 御城内普請入用之竹木村方へ申付、役人差越見伐等申付、實錢二  
而も被下候哉、

一 竹之儀八前々記申候通、見伐二申付、村方方持届申候、材木  
之儀八取寄林方山中間伐出し、手人二而持届申候、或買上二  
もいたし候、

一 炭薪相納候村方御座候哉、實錢被下候哉、又八年貢米差引申候哉  
其節直段定法御座候哉、

一 炭之儀八当物帳二記有之候、此度引渡可申候、薪之儀八取寄  
林方伐出し、役村方附届させ申候、或買上二も致候、且又炭  
直段之儀八定法と申義無御座候、其年々之直段二而買上いた  
し候、

一 大豆納候村方御座候哉、又八御領分村々高二応し相納申候哉、納  
米壹儀之代り二大豆式儀納申候哉、

一 大豆納候村方御座候、入用大豆積立、年貢大豆二而不足有之  
候得は、高割合二而為差出、代米八時之相場二而差引相渡申  
候、大方大豆壹儀二代米壹儀位二御座候、

一 油在村々方相納、御年貢米二差繼申候哉、米壹升二付在何程二代  
り、油何合、之積り二御座候哉、

一 在納申候村方無御座候、

たし候、

一 往還掃除場村々請取之町場有之、尤掃除被仰付候節八御役所方村々へ被仰付候哉、又は当町役人方村々へ申付候哉、

一 往還掃除丁場請取之村々有之候、掃除申付候節八道奉行方申候、尤掃除請負人証文とモ二此度引渡申候、

一 往還並木、大風にて吹倒候節八如何御取斗被成候哉、

一 並木風打木等有之節八、役人罷出伐除申候、

一 御領分浜方之村へ御城米并諸廻船掛、破船有之節八注進之上役人差出相改、漏証文指出申候哉、

一 御紙面之通破船有之節八、注進之上役人差出相改、漏証文差出申候、

一 役人村方へ差出候節、朝夕給物村賄二仕候哉、又は入用地頭方相渡候哉、尤上下之品モ御座候哉、

一 役人村方へ差出候節、朝夕給物之儀、入用米相渡支度申付候、尤勸定之者以上へ飯米六合、代官手代以下米四合ツ、遣候、

一 給物有之役人罷出候節、朝夕入用御地頭方相渡申候哉、又八村賄二仕候哉、

一 前二記申候通二御座候、

一 役人之村方有之入用之人足、其外高掛之儀モ相除候村方御座候哉

一 役引之村方御座候、此度帳面引渡可申候、

一 村々方金納有之節、当町二掛屋御座候而金子相改申候哉、尤掛屋錢は相納候哉、村方方相払申候哉、

一 掛屋当町二無御座候、

出申候、

一 御家中御引弘之御屋敷々へ村々へ番人被仰付候哉、

一 家中引弘以後、町方名主共へ屋敷相渡、番人附置候積二御座候、

右御取斗之趣承度奉存候、以上

二月

掛川在

飛驒屋 印

一 出火之節、御城内役所々江欠付候人足、何村々方何人ツ、差出申候哉、

出火之節村々方駆付人足

一人足拾八人

内

役所

八人垂木村、五人安塚村、五人杉谷村

一人足三拾人

内

御用米蔵

拾五人上西郷村、三人飛鳥村、四人水垂村、五人三張村、

式人、ケ谷村、吉人増田村

一人足四拾壹人

内

枳蔵

七人細田村、拾三人留部村、拾人五明村、拾壹人長谷村

右之通兼而駆付人足申付置候

一 村方へ配符差出候節、配符持人足村方方役所へ相詰申候哉、

一 村々へ配符差出候節八、代官方之配符八代官召仕之者二遣候、役所方之配符八小使二為持遣候、

一 此度御所替二付、二日路送り人馬被仰付候哉、又は實錢等二而モ被仰付候哉、

一 此度所替二付、二日路送人馬領分へ申付、實錢二而取立申候

一 御所替二付、御用之御荷物御家中御家物共船荷物、湊迄村々へ被仰付、人馬差出附送申候哉、又は實錢二而被下哉、

一 用荷物家中荷物共二船荷物之儀、實錢請負申付、川崎湊迄差